

平成26年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成26年10月28日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時20分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

教育長 渡邊 直美

委員 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

【欠席委員】

委員 中本 賢

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 渡部

総合教育センター所長 江間

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

中学校給食推進室担当課長 森

中学校給食推進室担当課長 古俣

中学校給食推進室担当課長 北村

指導課担当課長 上杉

教職員課担当課長 片桐

教職員課担当課長 佐藤

担当係長 外山

【署名人】

委員 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、中本委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

3 会議録の承認

【峪委員長】

8月の臨時会及び定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 17名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

また、新聞社より写真撮影をしたいとの申し出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、写真撮影を許可してもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、許可します。

5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No.4 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第49号は、公文書の不開示決定に対する不服申し立てに係る議案であり、公開することにより、不開示情報が公になりかねないため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、吉崎委員と濱谷委員をお願いいたします。

【峪委員長】

本日の日程は、お配りいたしましたとおりでございますが、請願審議につきまして、陳述者もいらっしゃっておりますので、議事の順番を入れ替えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

7 請願審議

請願第13号 拙速な中学校完全給食実施方針決定を延期し、市民意見を真摯に聞き、方針検討をすすめることを求める請願について

8 議事事項Ⅰ

議案第47号 川崎市立中学校完全給食実施方針について

【峪委員長】

「請願第13号 拙速な中学校完全給食実施方針決定を延期し、市民意見を真摯に聞き、方針検討をすすめることを求める請願について」につきましては、本日の議事日程にあります「議案第47号 川崎市立中学校完全給食実施方針について」と関連する内容でございますので、一括して審査したいと思います。御異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、一括して審査いたします。

請願第13号につきまして、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。ただいまから10分程度でお願いいたします。それではよろしく申し上げます。

【請願者】

よろしくお願いいたします。私、自校調理方式の中学校給食を求める実行委員会代表の櫻井悦子さんに代わって、中原区在住の市古が陳述をいたします。日本国憲法第16条の請願権ならびに請願法に基づき、請願への誠実な処理をお願いいたします。

まず、給食の事業を進めるにあたっての大原則は何かということです。それは中学校給食の実現を、市民とともに丁寧な合意を得て進めていっていただきたいと、進めていくことだと思います。ちょうど1年前の昨年10月までは、弁当がいいと言って市民の意見を切り捨ててきた市長と行政が替わりまして、教育委員会の熱心な話し合いも経て、中学校給食実施へ大きく変わることができました。それはきっと市民の圧倒的な支持があったからだと思います。私たちもこの20年間、中学校給食の実現を求めてまいりました。その他にも多くの市民が運動を続けています。川崎市PTA協議会は22,493名の賛同を得て、中学校給食実施を市議会に陳情し、今年の5月28日に趣旨採択されました。また私たちは、自校調理方式と栄養職員の各校1名配置を求めて、現在市長に請願を提出しています。賛同者は10月時点で、19,380名になりました。また、行政にお任せするのではなく、自分たちで給食室や配膳室をどう作るのかの調査を49校で行い、その結果を教育委員会にも情報提供をしてまいりました。やはり中学校給食の事業は、その実施に向けてのステップも市民への十分な情報の提示をして、疑問の説得を通して、市民の大きな支持と支援がなければ成功しないのではないかと、多額の税金を使うことになりますので、それが大原則だと思います。その点で、本日の教育委員会会議で方針を決定してしまうということは、この大原則を踏み外しているのではないかと考えます。その理由を3点に渡って述べたいと思います。

まず第一に、方針の素案の市民や保護者への周知が、まだ極めて不十分ではないかと思います。9月に保護者説明会がありました。各区1回、夜7時からということで、多い会場で40名ぐらい、私が参加した3つの会場でも、少ないなりに活発な意見が出たんですけれども、質問や意見に対する教育委員会の回答は「素案どおり進めていきたい」とか、肝心な点では「検討中である」とかいう形で、納得のいく内容ではなかったと思います。また、7つの会場で行われた、どのような意見が出たのかということについての質問や意見のまとめも、当然大事な資料になると思うんですが、それもまだ提示されていません。

第一の2番目に、パブコメの件です。今日渡された資料の中にやっとパブコメの資料が公開されたことになるんですが、昨日まで、確か私インターネットでもう1回確かめました。パブコメの資料はありませんでした。つまり市民にとっては、パブコメの結果がどうなったのかということは、何ら返されていないというのが現段階なんですね。ですから、この段階で方針を決定してしまうというのは、何のために意見募集をしたのか、それが鋭く問われるのではないかと思います。パブコメを数日前まで公表しないで方針を決めてしまうような先例があったのか、私には記憶がありません。また保護者説明会の件ですが、

中学校ブロックでやはり実施すべきだったのではないかと思います。私たちが 8 月に調査をした幸区塚越中のときに、学校長が 1 年生の教室が 5 階にあると、配膳室の 1 階から 5 階まで中 1 の子が運ぶんだらうかということをしごく危惧されていました。時間的なことも含めて、体力もあります。で、もし塚越中で保護者説明会をやったら、当然どんな方式であれ、小学校と同じように各階、または各教室まで食缶が運ばれるのかどうかということは大問題になったと思うんですね、でもこの食缶の問題、あるいは私たちが調査をしたときも、校舎が古く廊下が非常に狭い、階段も狭い、あれでどうやって 2 列で運ぶのかという疑問もありました。そのようなことを全て、現段階では検討中だということでの回答しかもらっていません。やっぱりせめて、今すべきことは、方針決定をする前に、今日のパブコメの資料や保護者説明会のまとめを、一番の当事者である小・中保護者の皆さんや小・中教職員の皆さんに資料提示をして、一段階ステップを踏まないとやっぱり市民の支持はないんじゃないかというふうに思います。

大きな理由の 2 番目です。それは今回の請願の中に書いてある 1 番目、1 ページ目のところです。素案のもとになった調査の信頼度が大きく揺らいでいるということです。自校方式の給食室の面積の問題です。センターが優先になった理由は、自校調理の建設が可能かどうかを調べた結果だということですね。この基準が建築業者の作った文科省基準よりもはるかに広い面積基準で調べていたということが明らかになりました。請願の 3 ページのところに、一番上に文科省基準を示しておきました。その下は共産党のホームページから引用したんですが、川崎市の調査と文科省の調査でどうなのかということが書いてあります。文科省基準というのは 5 月に改訂されたそうで、今までより大幅に広がっているんですね。で、これをやれば衛生管理充実の強化のために改善したんだということです。ですからこの、例えば 200 人以下の学校は 170 平米以下だったら、お金を交付金として半分出すということです。ですからそういう基準です。ところが川崎は真ん中の表を見ていただきたいのですが、川崎市の場合は例えば 400～600 人のところで本来 5 年間のピークで 21 校もあるんですが、その基準では調べていないんですね。そうではなく、それを 1 ランク広げた 300 平米で 14 校も調べている、でも実際には 170 平米以下でも 216 平米以下でもできるといったところも全部 300 で調べている、こういうふうな形で敷地調査が行われて、それに基づいてそういうような広さの面積がないというふうになったわけです。この川崎の調査は 1～3 月に行われましたので、5 月に基準が改訂されたわけですから当然行政としてはこの基準に基づいてやるべきだ、素案の中にも明確に書いてあるんですね。素案の中にも「衛生管理基準を考慮する」と書いてあるんです。ですから当然考慮しないといけないのに考慮していないということはおかしいというふうに思います。48 校全部無理なら、せめて私たちが調べた可能性のある 10 校ですね、そこだけでも再調査できれば可能性はまだあるというふうに思っております。

それから 3 番目に、最後ですが、費用計算の問題です。方針素案とか方針素案の概要ですね、保護者に配られた A3 の裏表ですね、ここに費用試算が書かれてあります。あくまで

も試みの計算とはいいいながらも、これを見ると結局必ず自校方式のほうが10億ばかり高くなっちゃうわけですね、それをもう1回再計算をしてみるとどうなるかということで、2ページ目に書いておきましたが、実際には90億と教育委員会は試算をしているのですが、それは2番目に述べた広い面積で計算をしています。じゃあ文科省のめいっばいの基準だと13,900平米でできますので、これに1平米50万をかけますと68億円でできるんですよ。ですから実際には90億ではなくて68億、22億減りますから、この表で見るセンター方式よりも自校のほうが安くなるという試算になるんですね。ですから別にそれを絶対正しいとは言いませんから、1〜3月に出した試算と文科省基準ではこうなるよというデータを、せめて追加して比べられるようにすると、市民の討議に付すというのが当然のことじゃないかと思っています。ぜひそういう点で素案の費用計算という一番大変なところ、市民の方々が一番目につけるところが違っていると、データ不足、一方的だということで、是非再検討をお願いしたいと思います。そういう意味では、市教委が文科省基準での再計算をしてですね、自校方式がセンターよりお金がかかると、そういう情報になっていますから、そうでない場合もあるというふうに是非訂正をすべきではないでしょうか。市の担当者の方は、よく最小限の経費で最大限の効果を上げると言っていますが、それならばなぜ文科省の基準で出さないのかというふうに思います。間違った情報を流し続けたままで方針を決めてしまうのは、やはりまずいと思います。

最後に、以上のことから、是非慎重な方針検討を進めていただきたい、市教委の基本方針の第一に早期完全実施があります。しかしスケジュールを逆算して、市民の同意や納得がないままに拙速に事業を進めることは、多くの市民は望んでいないと思います。ぜひこれをご理解いただきたいと思います。ご検討のほどよろしく願いいたします。

【峪委員長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了します。陳述については、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。

それでは次に、請願第13号及び議案第47号について、事務局からの説明をお願いします。

【中学校給食推進室担当課長】

それでは、議案第47号「川崎市立中学校完全給食実施方針について」及び請願第13号「拙速な中学校完全給食実施方針決定を延期し、市民意見を真摯に聞き、方針検討をすすめることを求める請願」について、ご説明いたします。

まずはじめに、議案第47号のほうでございしますが、資料の「川崎市立中学校完全給食実施方針について」をご覧ください。

表紙をおめくりいただき、資料1は、川崎市立中学校完全給食実施方針の概要版でございます。パブリックコメントや事業手法検討調査の結果を踏まえ、実施方針として策定する

ものでございます。素案との主な変更点といたしましては、右ページの「5 提供方法等」の「(2) 民間活力を活かした効率的な手法」の部分でございます。「学校給食センターの整備に当たり実施した事業手法検討調査で、財政負担の軽減及び平準化、事業の安定的な実施について等の検討を行った結果、PFI (BTO) 方式を事業スキームとして実施するものとする。なお、犬蔵中学校、中野島中学校及び東橘中学校については、市立小学校及び市立特別支援学校で導入実績のある公設民営方式として実施し、また、はるひ野中学校については、既存の PFI 事業契約に中学校給食を含めて実施するものとする。」とまとめております。

1 枚おめくりいただき、資料 2 をご覧ください。資料 2 は、川崎市立中学校完全給食実施方針でございます。素案との主な変更点は、資料 1 でご説明いたしましたが、ページとしては、7 ページの 2 段落目・3 段落目でございます。内容につきましては、次の資料 3 において、詳細に、ご説明させていただきたいと存じます。

続きまして、資料 3 の①をご覧ください。学校給食センターの整備・運営における PFI 手法の導入についての資料でございます。左ページの中央が「民間活用する業務の検討内容」でございます。本市では、中学校完全給食は、ほぼゼロからのスタートでございますので、「体制の構築」の下にございますように、献立の作成・食数の管理・食材の調達などのソフト面の整備と、給食センターの整備・備品の調達・配膳室の整備などのハード面の整備が必要でございます。また、給食センター関連の業務につきましては、調理から配缶、学校への配送、そして、回収、洗浄、保管、消毒等の業務がございます。また、学校内におきましては、配膳・給食費の徴収等の業務がございます。

これらにつきまして、市の「民間活用ガイドライン」に沿って「行政の関与度」「安全かつ継続的なサービス提供」「経済性」といった、3 つの観点から検討いたしまして、給食事業につきましては、生徒の健康に大きな影響がありますし、アレルギー対応など生徒の命に直結するといったこともありますので、責任主体は民間ではなく、行政である必要があります、「民間活用型」が適当であると考えたところでございます。

資料の右ページは、「事業スキームの検討」でございまして、事業スキームの決定要素といたしましては、「業務の包括化」「財政負担の軽減」「事業の安定的な実施」といった 3 つの視点としたところでございます。

まず、「業務の包括化」という視点では、

- 運営事業者の早期からの参画による市のノウハウの補完
- 業務の一括化によるコスト削減
- 事業の早期実施が期待できること

等から、設計・建設・維持管理・運営を一括して発注することが最適と判断したところでございます。

また、さらに、「財政負担の軽減」という視点でございしますが、中学校給食の実施にあたりましては、学校給食センター 3 箇所同時に整備すること、配膳室整備や給食受発注システ

ムの構築など、多額な初期投資を要することとなります。このため、本市の財政状況を踏まえ、財政負担の軽減、そして、なによりも平準化を図る必要がございます。

また、「事業の安定的な実施」という視点では、学校給食の安定的・継続的な実施のためには、本市において未経験である学校給食センターの整備・運営においては、的確なモニタリング体制の構築が必要でございます。

これらを手法ごとに比較・評価したものが、中段の表でございまして、結果といたしましては、一番下でございますが、

- 業務を包括化した性能発注により民間ノウハウが活用でき、サービスの向上、費用削減が期待できること、
- 民間資金の活用により財政負担の平準化が図れること、
- 施設整備に当たり国からの交付金の適用が可能であること、
- 運営期間中も施設が市の所有であるため、施設・設備面に対しても市の関与が容易なこと

等から、PFI（BTO）方式を事業スキームとして実施することが、本市給食センターの整備にあつては、最適であると考えたところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただき、資料3の②をご覧ください。資料3の②は、PFI方式による事業概要とVFMの検証でございます。

左ページ上段は、各学校給食センターの概要でございます。南部と中部は地上2階、北部は地上3階を想定しております。また、事業方式は、PFIのBTO方式でございまして、民間事業者が施設を整備し、完成後、所有権を市へ移転する方式でございます。事業期間は、設計・建設が1年8箇月、開業準備期間が2箇月、維持管理・運営期間が15年2箇月を想定しております。事業範囲、資金調達は、以下のとおりでございます。

右ページは、VFMの検証でございます。コスト比較を行うにあたり、はじめにコスト比較の基準となる従来方式における事業期間内の市の総負担額（PSC）を算定し、次にPFI方式における市の総負担額（LCC）を算定して、VFMを試算いたしました。その結果、右ページの各表のとおり、3施設ともに、PFI（BTO）方式により「3%台」のVFMが期待できる結果となったものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただき、資料4をご覧ください。資料4は、「川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）に対する、パブリックコメント手続の実施結果について」でございます。

1ページの「2 意見募集の概要」をご覧ください。意見の募集期間は、本年8月29日から9月29日までの32日間、意見提出数は、182通、427件でございました。

1枚おめくりいただき、2ページでございしますが、ご意見に対する市の考え方の状況を掲載しております。

- Bの「御意見の趣旨が既に方針に反映されているもの」103件
- Cの「御意見の趣旨を踏まえ、今後検討するもの」91件

・ Dの「方針に対する質問・要望であり、方針の内容を説明・確認するもの」233件
合計427件でございました。

3ページ以降は、具体的な意見の内容等でございます。主なご意見を、紹介させていただきます。

まず、「(1) 方針全般」に関するご意見では、

3ページの2番でございますが、「親としては、とてもありがたい、センター式でも自校式でもどちらでもかまいません。安全性については、しっかりと配慮されているものと信頼しています。」というご意見。

4ページ6番の2つ目でございますが、「安全、安心にという視点、十分理解できた。いち早い実現を望んでいます。」というご意見。

5ページ12番でございますが、「実施後は保護者、生徒にアンケートを募り様々な意見に耳を傾けて頂けたら」というご意見。

6ページ15番は、「導入にはもっと慎重になるべき」というご意見。

6ページ17番は、「まずはランチサービスの充実から」というご意見がございました。

次に、「(2) 食育の推進」に関するご意見では、

7ページ18番の2つ目でございますが、「中学校で給食を実施することは、望ましい食習慣を身につけさせることと、食に関する指導を効果的に行う目的として大変効果的だと思います。具体的にどう実施するかは様々だと思いますが、求めたい事は温かい料理の提供と食缶での提供の二つです。」というご意見。

また、8ページ23番でございますが、「全校への栄養職員・栄養教諭の配置を」というご意見。

9ページ28番から30番では、「川崎フロンターレ」や「レストランのシェフと連携」「味覚の授業の実施を」というご意見。

9ページ31番では、「昼食にかかる時間」についてのご意見。

11ページ40番では、「母親の手作り弁当を食べることが、本来の食育ではないか」というご意見。

次に、「(3) 喫食形態」に関するご意見では、

14ページ47番でございますが、「アレルギー専用調理室があり、7品目の除去食を作り、提供する事で動いているのでとても嬉しいです。」というご意見。

14ページ50番の「お弁当・給食の選択制を」というご意見。

次に、「(4) 食材の確保」に関するご意見では、

15ページ52番でございますが、「地産地消について大賛成」というご意見。

15ページ53番では、「小学校給食において実施していただいている、放射能検査や産地の公表は、大変ありがたいので、中学校給食においても、同レベルの検査等をお願いしたい」というご意見。

次に、「(5) 食器」に関するご意見では、

17 ページ 57 番の 3 つ目でございますが、「“マイ箸”との事です、“忘れた” “洗わない” “置きっぱなし” など考えられる。衛生面からも一括して消毒し、使用する方式に変えて」というご意見。

次に、「(6) 実施手法」に関するご意見では、

17 ページ 58 番でございますが、「センター方式は賛成です。」というご意見。

19 ページ 66 番では、「取り付け道路の拡張整備が不可欠」というご意見。

19 ページ 68 番では、「全てを生徒に運搬させるというのはかなり難しい」というご意見。

また、20 ページ 70 番では、「小学校のように基本的に全ての学校で自校方式にして下さい。」というご意見。

次に、「(7) 開始時期」に関するご意見では、

23 ページの 80 番・81 番でございますが、「中学校給食の開始時期につきましては、無理のないスケジュールのもと、できる学校からの開始を。」というご意見。

次に、「(9) その他」のご意見では、

24 ページの 84 番から 88 番まででございますが、「保護者説明会を中学校区ごとに開いて欲しい。」などございました。今後にも必要に応じて説明し、又は市民の皆様の御意見を伺ってまいりたいと回答しております。

その他、貴重なご意見をたくさん頂戴しておりますので、後ほどご参照願います。

資料 4 の後は、参考資料でございます。参考資料の 1 は、本年 5 月現在の「政令市における中学校給食の状況」、参考資料の 2 は、「これまでの検討経過」、でございます。これらの参考資料につきましては、後ほどご参照いただければ幸いです。

資料の説明は、以上でございますが、請願第 13 号の請願項目につきまして、改めまして事務局の考え方についてでございますが、

「自校調理場の設置に係る再調査」につきましては、国の「学校給食衛生管理基準」では、学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に応じた広さとすること。また、二次汚染防止の観点から、「汚染作業区域」「非汚染作業区域」及び「その他の区域」に部屋単位で区分すること、など、詳細に定められており、十分な広さと規模が必要となります。また、作業効率から考えても、多くの調理従事員が、仕事を分担して調理作業を行いますので、作業動線に従って適当な作業空間が保たれることは、職員の健康管理、作業の効率化、食中毒防止対策面からも、大切なことと考えております。本年 1 月から 3 月までの間に、教育委員会において「川崎市立中学校給食実施に向けての配膳室等整備事前調査」を実施いたしました。調査内容といたしましては、中学校給食の実施に関連する施設・設備や、給食の搬入・搬出に伴う必要事項等について学校ごとに現地調査を行ったものでございます。そして、調査内容を踏まえ、自校調理場設置の可能性の検討、及び自校調理場設置が困難な場合の配膳室の整備の分類を行い、その結果といたしましては、市立中学校に自校調理場を設置するには、多くの学校で衛生管理可能な十分なスペースの確保等が図れない状況でございました。そのため、結果として運動場に調理場を整備するか、又は大規模な

改修を行わざるを得なくなり、生徒の活動場所が非常に制限され、教育環境への影響がとて大くなるなど、自校調理場の設置は困難であると判断したところでございます。したがって、本市におきましては、限られた市有地を最大限に活用して、学校給食センターを3箇所整備するとともに、小学校との合築校2校においては合築校舎内の調理場を活用し、本市が実施した配膳室等調査において、自校調理場の設置の可能性について「要調整」とした3校のうち、教育活動に支障を及ぼさないと判断した2校においては、敷地内に調理場を設置することにより、生徒数の推計に基づく食数約3万3千食を確保し、中学校完全給食を実施していくこと、としたところでございます。今後は、本市が実施した配膳室等調査の結果や学校との調整も踏まえ、中学校配膳室や自校調理場等の整備計画を策定するとともに、本日ご提案させていただいた実施方針に基づき、学校給食センターの整備をはじめ、中学校完全給食実施に向けた取り組みを推進させていく予定でございます。したがって、現段階では、自校調理場の増設に向けた再調査等については、難しいものと考えております。

「実施手法ごとの事業費用の試算について」でございますが、この試算は、給食提供方法ごとの事業費用について、比較・検討するために、一定の条件のもとでシミュレーションをした試算値でございます。実際に要する費用とは、異なるものでございます。また、自校方式では、50校の調理場の延べ床面積の合計を1万8,450平方メートルと設定いたしました。これは、各学校の推計に基づく食数を300食、500食、1,000食、1,500食の4つの区分に分類し、各食数区分に応じ、調理場の延べ床面積を、それぞれ300平方メートル、350平方メートル、400平方メートル、500平方メートルと設定した上で、該当校数を乗じ、合算したもので、調理場建設に係る費用につきましては、この延べ床面積の合計に、業者ヒアリングや他都市の事例を参考とした、想定のある単価を乗じて算出したものでございます。なお、国の「学校施設環境改善交付金」の交付金額の算定に使用される補助基準面積は、「交付金算定の基準」であると考えております。したがって、学校給食施設の増築に当たりましては、この交付金を最大限活用してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、実行ベースでの整備面積につきましては、今後、設計等のなかで、学校とも調整しながら検討するとともに、事業費につきましても、実行ベースに合わせ、財源の額を含めて精査してまいります。

請願項目「拙速な中学校完全給食実施方針決定を延期し、市民意見を真摯に聞き、方針検討をすすめてください」についてでございますが、平成23年3月には、保護者の経済的負担等の軽減、地産・地消、食育、栄養バランスなどの点において学校給食の意義は大きいことから、学校給食の持つ利点を十分に考慮し、弁当との選択制や弁当配達方式であるデリバリー方式の採用など、本市の実情に合わせて中学校での完全給食の導入を図るべきであるとして、中学校完全給食の早期実現を求める「市議会の決議」がございました。また、市民の皆様からの様々な意見・要望もいただき、これらを踏まえまして、本教育委員会会議において議論を重ねていただいた結果、中学校においても、小学校と同様に「完全給食」

を実施することが望ましいとの結論に至り、平成 25 年 11 月に「早期に中学校完全給食を実施します」などの 4 つの方針が「川崎市立中学校給食の基本方針」として、決定されたところでございます。この基本方針に基づきまして、昨年 12 月には、市長を委員長とする「中学校給食推進会議」を立ち上げ、本年 2 月には、本市 PTA 連絡協議会会長を座長とする「中学校給食推進連絡協議会」を立ち上げまして、この間、本会議も含め、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた様々な検討を行ってきたところでございます。また、本年 5 月には、実施方針の中間取りまとめを公表し、8 月には「実施方針（素案）」を公表いたしました。市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校の全保護者あてには、パブリックコメントの実施、保護者説明会の開催、実施方針素案の概要の資料を配布し、周知を図ってきたところでございます。また、これまでも本市ホームページに随時情報を掲載するほか、川崎市全町内会連合会、各区町内会連合会、全市の PTA 連絡協議会、各区 PTA 協議会等、様々な機会を捉えて可能な限り説明を重ねてまいりました。中学校完全給食につきましては、多くの市民の皆様から、早期実現が望まれているものと考えておりますので、実施方針においてお示ししているように、平成 28 年度中の全校実施に向け、取組を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

はい、ありがとうございました。それではこれまでのご説明について、質疑等ありましたらお願いします。

【濱谷委員】

必要な面積というところを請願でもおっしゃっていますけれども、私も現場に長々とお仕事をしていましたので、いろいろな学校の給食室も見てきました。狭いながらも、現在の川崎市の小学校の給食室は、衛生管理基準とか、今言っているのにはもうほとんど合致しない状況だとは思いますが、調理員の工夫とかで何とかこなしているかなと思います。でもこれから建てるたすると、やはり衛生管理の面できちっとしたものを建てていくしかありませんので、そういうことを考えると、各学校の見てこられた面積、生徒数だけでは言えないというのはすごく思うんです。それからあと、どこの敷地を使うかによって形によって、動線なり衛生面で区切らなきゃいけないとか、いろいろな機械も入りますので、生徒数でこれだけの面積あれば OK というものではないと私は思っています。ですから、よく市のほうでも調べられた上で、それぞれの学校の生徒数だけではなくて、必要面積を出してらっしゃるんじゃないかなというふうには思うので、その辺の請願でおっしゃっている部分も加味して、やはり検討はした上できちっとしていかなければいけないと思うんですけど、ここでおっしゃっているような数字だけの面積では私はちょっと無理かなというふうには思うので、市のほうで出してらっしゃる面積の部分ももう一度見ていただ

くのはもちろん、何回見てもいいことだと思うので、お金もかかることです。センター方式にしてもお金はやはりある程度はかかりますし、難しいことがたくさん出てくるかと思えますけれども、衛生的なことを考えたら、やはりきちっとしたものをセンター方式で立派な給食室を作ってください、やったほうがいいのかというふうに私は考えています。あともうひとつ、アレルギーのことに関しても、センターでやれば何人かそれぞれの学校にいるアレルギーの除去食をまとめてセンターで何食という、きちっとしたものが作れますし、1校1校に1人、こういうアレルギーがいます、2人違うアレルギーがいますというような学校の中で、今小学校ではとても苦労されているんですけれども、その辺のアレルギー対応に関してもセンターのやり方のほうがきちっとしたものができるといふふうには考えていますので、センター方式の良い面もきちっと皆さんにお伝えをして、理解をいただきながら進めていくといいのかなというふうに私は考えています。

【峪委員長】

はい。わかりました。

【吉崎委員】

やっぱり税金を投入する以上、お金の問題というものもあると思いますので、一度にこれだけの規模の学校に給食を提供するわけですから、もう一度確認したいんですが、それぞれの方式の費用の計算ですね、それはどれをもう一度見たらいいんでしょう。先ほど説明がありましたが、もう一度確認させてください。

【中学校給食推進室担当課長】

今日お配りしました、資料2「給食実施方針」の6ページです。

【吉崎委員】

もう一回説明いただけますか。

【中学校給食推進室担当課長】

「給食提供方法ごとの事業費用の試算」でございます。こちらはですね、給食提供方法についてはいくつかの方式があるわけですが、この6種類の給食提供方法につきまして、これを単一の方式により実施したと、つまり全ての方式を自校方式、もしくは全ての方式をセンター方式、または親子方式で実施したと仮定した場合の、それぞれの施設整備費と事業期間30年間の維持管理費を試算したものでございます。こちらには用地の取得費ですとか用地費等は入っていない、またスペースの対応の可否、スペースが確保できるかという現実問題は度外視いたしまして、机上のシミュレーションをしたところでございます。こちらにつきましては、事業手法を検討する際の1つの参考資料として活用してい

ただけるかなということで算定させていただきまして、実際にこの額がかかるという実行ベースの金額は、また今後、当然これから予算等の手続きが入ってまいりますので、その中で精査してまいりますけれども、この算定の中で先ほど申し上げましたモデルケースとして、いくつかシミュレーションした結果として、この金額は算出しております。1つの条件が変われば、当然別の数値が出てまいりますけれども、一応そのモデルケースとして計算した、シミュレーションとしてはこういう金額が出ておりますといった参考資料となります。

【吉崎委員】

この中で文科省の補助金というものの割合はどういう形になりますか。例えば、自校、親子、センター、これは入っていないんですか。

【中学校給食推進室担当課長】

こちらは先ほど申し上げました、300食だと何平米、400食だと何平米といった基準を当てはめまして算出したものでございますので、国の文科省の基準にダイレクトに当てはめたものではございません。ダイレクトに当てはめるとまた別の結果が出てくると考えられます。

【高橋委員】

先に確認が3つあるんですが、いいですか。まず請願のほうで、保護者への説明会というような話があったかと思うんですけど、パブコメ、その他での意見も結構出ていて、それに対する考え方も拝見したうえで、保護者に対する説明会というのは3月以降でどれくらいの回数で、どの場所でやってきたのかもう一回教えてください。あと2つありまして、資料3-1と3-2を見ていて、1と2を比較しながら見ていて3-2のほうの右側で「従来手法」と書いてあるのは何を指しているのか教えてほしいのと、1と2の資料を連動させて見たときに、題名としては同じなので、例えばVFMという試算をされていますが、ここのベースが多分資料3-2の項目がベースでVFMの計算をされていると思うんですけども、この資料3-2に書いてある項目と資料3-1に書いてある左の図をちょっと比較すると、例えば学校内の、という枠組みがありますよね、この項目が資料3-2には入っていないくて、というふうに見れたりとか、パブコメのところで道路整備がなんとか、というご意見をいただいていたと思うんですが、そういうことも資料3-2には少し入っておらずのVFMという計算をされているように思えるんですが、この保護者の説明会の件と、従来手法の件と、3番目のほうを説明いただきたいです。

【中学校給食推進室担当課長】

保護者に対する周知の方法といたしましては、小・中の全保護者に対しまして実施方針概

要を配布させていただきました。それから合わせまして、市の PTA 連絡協議会の理事会ですとか、各区の PTA 協議会もしくは運営委員会等にお邪魔いたしまして、ご説明をまいりました。また、保護者説明会という形では、各区ごとに 1 回実施してございまして合計 7 回実施をしております。今後また、中学校につきましては、それぞれ中学校ごとの様々な事情がありますので、配膳室の整備ですとかその他の場面で、今も学校のほうにお邪魔して調整しているわけでございますけれども、今後具体化してきた段階で、また学校、もしくは場合によっては保護者の皆さまにご説明する機会もあると思いますので、その都度機会を捉えてご説明していきたいと考えております。それからあと、この事業費用の範囲、学校内のお金が入っているのかということでございますが、このシミュレーションの中では、給食センターの調理から配缶、配送、学校内の配膳の受け入れ、回収、洗浄、消毒・保管といったところの業務が入っております。具体的に学校内の細々としたところまでは当然見込めるものではないので、そこは入っておりませんが、学校内の受け入れ場所に運び込むところまでを一応想定はしております。各教室までどう運ぶのかというところは、今後どんな形で進めていくのかは学校と調整する事項と思っていますので、今後学校とそのような場を設けてまいりますので、そこで協議してまいりたいと思います。

【中学校給食推進室担当課長】

2 つ目のご質問で、資料 3-2 で右側の従来手法と PFI のお尋ねがあったかと思うんですけど、資料 3-2 の右側につきましては、VFM の算定のための想定ということで数値を出したものでございまして、従来手法というものにつきましては、これまで公共施設を検討してきたときに、設計施工、それらを別々に発注いたしまして、また運営につきましてはこの想定では公設民営のような形、比較をするような形で算出をしているところでございます。そのような従来手法での手法で実施した場合の想定額と、PFI で設計して運営を一括で性能発注した場合の差を VFM の中で想定で算定いたしまして、それぞれその削減率ということで 3% 台のそれぞれ削減率が、この中で出たということを示しているものでございます。

【高橋委員】

従来手法は PFI ではないときにセンター方式を建てた場合で、PFI のときとの比較。

【中学校給食推進室担当課長】

南部・中部・北部の給食センターという前提の中で従来の形で工事をしたときと、PFI によってしたときの違いでございます。かつ、建物ができてからの運営も含めたということでの比較となっております。

【高橋委員】

そうすると、さっき 2 番目と 3 番目の話を足すと、例えば運び込むまでのところは計算し

ていますというような話があって、従来手法の話なので。細かい話なんだけど、パブリックコメントなどで出ている道路整備とかそういうものは入っているということですかね。

【中学校給食推進室担当課長】

道路整備は別の事業でございますので、そこは見込みようがないと。

【高橋委員】

見込みようがないけど、今後発生するということですよ。

【中学校給食推進室担当課長】

そこは、整備することが決まっておりますので、発生するともしないとも言えないところ。

【高橋委員】

整備するときは。

【中学校給食推進室担当課長】

こちらのパブコメの中では、せっかく作るのだから道路を拡張してくれという話ですので、そこはちょっと道路管理者の判断がございますので、お金もかかりますので、そこは給食センターと切り離して考えないといけないと思います。

【高橋委員】

はい、分かりました。

【峪委員長】

道路は教育委員会じゃないよね。

【中学校給食推進室担当課長】

仮に実施したとしても PFI の事業の中には組み込むのが難しいかと思います。

【吉崎委員】

センター方式のほうが今の段階では安いということですよ、これを見ると、自校と親子とそれぞれの方式よりは。それ以降の民間活用はまた次の話になりますね、センターをどう作るかって、どこにするか、いかなの話になりますよね、議論としては。

【峪委員長】

よろしいですか。

【高橋委員】

もう1つだけ確認したいんですけど。分かりにくいんで私もちょっと整理ができていない、詳細なところがあって。例えば、さっきの資料の3-1と3-2というのは、私にとっては同じ資料の1と2なので、題名同じじゃないですか、だからちょっと分かりにくいなあと。資料3-1の左の体制図との連動性がどこまで入っているのかが、2が。実際にはここ入っているのかなというのが入ってなかったりとか、というのがもうちょっと、まあ次回以降なのかなあとも思いますが、分かりにくい、分かりやすいのかなと思うのと、今後なのかもしれませんが、やっぱり不明点があるにせよ、可能性があるところというのはどのように、1個ずつやるというのはわかるんですけど、さっきの今後分からない整備の問題とか、教育委員会だけの話ではないけれども、全体的としてはやるかもしれないとか、あと資料3-1の学校内の部分とかですね、あまり切り離して考えないほうが正直いいと思うんです。今後細かいところでのというお答えをいただくのかもしれませんが、体制によって例えばセンターだった場合、慎重な議論の中で現在、自校はこの可能性があるね、センターはこういったところにしましょうね、となっているけれども、体制によって人の配置って、動線とかも確かに変わってくるし、そのあたりはどの段階で議論していくんですかね。

【中学校給食推進室担当課長】

まさしくこれからまた体制を1つ作っていきまして、学校なり、教職員組合と話し合う場を設定していきたいと考えておりまして、今その部分は内部調整中でございますので、決まったらまたお示しできるかと思うんですけど、いっぺんに全てのことをこの一瞬で片付けてしまえば当然理想的ではございますけれども、一刻も早く市民の皆さんがお子さまに中学校給食実現を図るために、ロードマップの中ではまず今回の実施方針を先に確定して、実施までの間で決めればいいことは実施までの間で決めさせていただきますので、今は早く決めないと、いわゆる事業の工事とか、そういう全体の事業が動き出しませんので、そういう意味でも早急に整備すべきところを、課題も12個あったと思うんですけど、12の課題を整備して12の課題の中の7つを今回実施方針で素案にさせていただいております。残りの課題も大変重要でございますので、それもまた実施までの間で早急に検討してまいります。

【高橋委員】

じゃあちょっとそれを受けて、それはもう全体の中で教育委員会だけに限らず、中学校給食推進会議の人たちもみんな、その前提というのは共通認識しているという理解でいいですか。防災とかも、という記載もありますので、みんな共通認識して、今はその段階ということですか、教育委員会だけじゃなくて。

【中学校給食推進室担当課長】

はい。

【高橋委員】

わかりました。

【吉崎委員】

もう1点いいですか。6ページのところで3つのセンターが予定されています。私がちょっと気になるのは、南部が1万5000食ですよね、調理能力が。これって相当なことだと思うんですね。これは他の政令都市等ではこのぐらいの能力のことをやっているのでしょうか。他の例があったら教えていただきたいんですが。

【中学校給食推進室担当課長】

全ての例を把握しているわけではございませんけれども、他都市で1万3000食、1万4000食程度のセンターの例はあるようでございます。

【吉崎委員】

例えばどういうところがやっているんですか。

【中学校給食推進室担当課長】

1万3000食ですと福岡市がやっております。

【吉崎委員】

福岡市が1万3000食。1ヶ所で。

【中学校給食推進室担当課長】

1万3000食の能力を持つセンターがこれから整備するところを含め2ヶ所。

【吉崎委員】

じゃあ川崎の1万5000食というのが一番大きくなるんですか、1センターとしては。

【中学校給食推進室担当課長】

山形市に約2万2000食というのがあるんですが、その場合は調理施設が2つに分けてということなので、1万1000食が2棟あって2万2000食というようなところですよ。1箇所のところでは1万5000食というのは、今のところはないかもしれません。直近で、1万3000

食の給食センターが福岡市にできたということを聞いております。

【吉崎委員】

まあでもこれは、できるという前提を考えての予定だと思うんですが。これは十分詰められているのでしょうか。ちょっと気になって、1万5000食ってすごい数だなと。

【中学校給食推進室担当課長】

今後、PFIでやるということで決めていただいた後は、いろいろな業者がSPCという形でタッグを組んで、民間のノウハウも全て活かしながらいろいろな知恵を結集して今後進めていきますので、そういう点では専門性も当然いただきながら進めていくので、そこは問題なくできると考えております。

【濱谷委員】

大きなセンターも昔から何箇所か見てきているんですけども、大きなセンターは1献立で全て同じものをその日に作るのではなくて、メニューを2つ3つと分けて1日に3コースぐらいのメニューで動かしていくという形で、例えば揚げ物機、焼き物機、いろいろある機械を全てフル回転させて、例えばこれだったら5000食ずつ、別々のメニューで、で次の日はまた配達する学校が違うみたいな形でやっているセンターが多いんですね。だから、数がすごく多いのでびっくりしちゃうんですけど、コースとしては5000食分ぐらいのメニューを3ヶ所でやるみたいな形で、スープみたいなものは同じだったりするけれども、5000食ずつ揚げるとか5000食ずつ焼き物機を使うとか、調理員さんたちの配置も、センターだったらそれぞれ配置して上手に回転させて1日のコースをやるので、可能かなというふうに私は見えています。

【峪委員長】

なるほどね。

【高橋委員】

それに付随してなんですけど、配送も可能だという想定ですよ。これからにしても、福岡とは土地とか感じが違うので。

【中学校給食推進室担当課長】

配送計画も今、想定配送区ということでしか決まっておられませんけれども、今後各学校ごとに振り分けをしていきます。そこも、机上のシミュレーションでは配送可能でございますので、後は実際に事業者の走行ルートとか詳細に決めていくということでございます。

【濱谷委員】

もう1ついいですか。配送とか学校の受け入れとか、心配な点がいろいろあると思いますけれども、今現在お弁当を配達するランチサービスを始める段階では、各学校受け入れる場所を設定したり、配送の時間をみんな業者に計ってもらって、持っていけるかどうかということを全部検討したうえでスタートしていたので、あまり数が増えないで配達しなくていい学校も出てきたりはしているかと思いますが、最初スタートの段階では、ある程度の数を全ての学校に運ぶとしたらどう、というシミュレーションでスタートしていますので、このセンターからそれぞれの学校に運ぶのも可能かなというふうに、私は思っています。

【高橋委員】

試算のところが、ちょっとさっきのような細かいところなんですけど、どこまで入っていて、全体で把握しているという前提のもとでやられているから間違いないと思うんですけど、市債も発行するし、これからです、というところがちょっと分かりにくいところが。例えばさっきの基本方針についてというところのどこまで入っていて、とか、細かいところが後なんですけどということでご説明があった前提で言っているんですけど、予算とこれからの3・1の試算があって、またさらに全体像でやるやつはこれからかもしれないということが可能性としてあるということが、少し見えにくいですが。

【教育長】

これからの実施手法を決めようという話为中心ですけれども、どの手法においても学校の中で体制を整備しなければならないこともありますし、献立の作成ですとか食材の調達とか、どういう手法を用いても必ず伴う業務というものがあります。ですのでまず、どういう実施手法を中心として実施計画を作るかというところが今回の課題でもありますので、先ほど担当のほうから説明がありましたように、これから先考えられるものはこれからしっかりやっていきましょうという話をしているので、現時点における必要最低限のものを説明をしているという理解をしていただいたほうがよろしいかと思います。全て整ってから一気にやりましょう、という、結果的には時期を後ろにずらしてしまうことになりますので、その理解をしていただければというふうに思うんですね。今回最終的な決定の場ということで、委員さんから大変慎重なご意見をいただいておりますけれども、無謀なものやって、子どもたちの命に関わる部分でもありますので、そんな危ないことをしているつもりはございませんし、これまでもいろいろご説明してきたように、各事業者等々、しっかりとした調整を図りながら、可能なもので今現在ご提案をしておりますので、そこはご安心いただきたいと思います。また、早期の実現を求める意見が大変パブリックコメント等に多いという話もございますし、パブコメをいただく前から早期実現はPTAの皆様からいただいていることでもございますけれども、仮に全校で自校などの手法を用

いた場合、15 年 20 年とおそらく市民の皆様の期待に応えられない年数がかかるということ
は間違いないわけです。ですので、私たちはいつかやりますよ、という話をしているので
はなくて、少しでも早く市民の皆さんのご要望・ご期待に応えるような方法で取り組むこ
とをまず第一に考えておりますし、そのうえで当然、安全・安心・温かいということ、こ
れまで基本方針に掲げたものを大事にしながら、食育ももちろんそうですけれども、進め
てまいりたいと思っておりますので、そのようにご理解をいただければありがたいと思っ
ております。

【高橋委員】

そうするとやっぱり今後というところがだんだん大枠が決まっていったりして、今みたい
な細かい話を、丁寧な説明というのが必要だと思うんですね、保護者だけに限らずだと思
うんですけど。パブコメでご回答いただいた 24 ページのような、先ほどもご説明いただい
たような、確かにパブコメは方針も案内でやっています、それ以外に代表の皆様との協議
会などは経ていると、保護者会での回数なのか内容の充実なのかというやり方はあるかと
思いますが、その辺の細かいご説明というのはちょっと丁寧にやらないと、ここでも今細
かく慎重になって出てくることもあると思うので、非常に大事だと思うんで、そこは願
いしたいと思います。

【峪委員長】

はい。皆さんの議論・ご意見・質問、出尽くしたかと思います。本当に事務局の担当の皆
様、私など素人から言わせると、大変に考えるものの量といい質といい多い中で、よくこ
こまで検討してこられたなということを本当に感謝といいますか、敬意を表したいと思
います。それぞれ、請願、それから皆さんのご心配等がありました。しかしこれは、今考え
ようとしていることは実施方針でありまして、木でたとえれば根っこであり幹の部分であ
って、枝葉までは考えていない、というところかと思います。だからこそ、生徒の安心・
安全、それから給食担当の事故のないようにということ、あるいはお金をふんだんにかけ
るわけにはいかないの、費用を市民に説明し納得できるところの形でとか、10 何年後に
ようやく学校が全部揃いましたというのではしょうがないわけで、早期実現を考えるとい
うことで。それにしても 28 年できるのかと、相変わらず素人は心配するんですが、そう
いった早期実現のこと等考えて、この実施方針がここで練り上げられたと思います。それ
ではそのことを踏まえて、これから採択に入りたいと思います。

川崎市教育委員会会議規則の順序でいきますと、まず議案第 47 号に対する結論を行っ
てからとなりますが、本日は、順番を入れ替えまして、請願第 13 号の取扱いを決定したの
ちに、議案第 47 号の採択に入りたいと思いますが、どうでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

よろしいですか。それでは、請願第13号の取扱いについて、ご意見等ありますでしょうか。ずっと今まで、請願も含めてお話をしてきましたので、それでご意見は出尽くしているかと思うんですが、よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、これまでの審議を踏まえまして、請願第13号の取扱いを決定してまいりたいと思います。

まず1つ目としましては、衛生面や職員の健康管理面などから十分な広さと規模が必要であるということ、これが確認されてきたと思います。また現地調査の結果では、多くの学校で十分なスペースの確保等が難しい状況であったということ、教育委員会では、市議会での決議や市民の皆様からのご意見・要望などを踏まえ「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定し、様々な議論を重ねてきた、という経緯、さらにパブリックコメントの実施や保護者説明会など様々な機会を捉え説明を行ってきました。中学校完全給食の早期実施に向け取組を進めるためには、中学校完全給食実施方針の決定を延期することはできない、ということで、従いまして、請願第13号につきましては不採択としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは、請願第13号につきましては不採択といたします。

続きまして、議案第47号について原案の通り可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

9 報告事項Ⅰ

報告事項 No. 1 叙勲について

【峪委員長】

庶務課長 お願いいたします。

【庶務課長】

それでは、報告事項 No. 1 「叙勲について」御報告申し上げます。

死亡叙勲を受けられた方が 1 名いらっしゃいまして、受章者、叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでございます。稲澤先生につきましては、昭和 48 年に川崎市の教員として教職の道を歩み始められ、平成 22 年に退職されるまでの 37 年間、本市教育の充実と発展に御尽力いただきました。特に、平小学校長に任ぜられてからは、職員室、学校全体の雰囲気がいよ学校づくりを掲げ、地域の教育力を活用した地域に根ざした学校づくりに取り組まれるとともに、教育研究会や、小学校長会の要職を歴任するなど、小学校教育の発展に多大な功績を残されました。その長年の教育功勞に対して叙勲を受けられたものでございます。

以上でございます。

【峪委員長】

ご質問等はございますか。なければ承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 2 平成 26 年第 3 回市議会定例会について

【峪委員長】

総務部長 お願いいたします。

【総務部長】

それでは報告事項 No. 2 平成 26 年第 3 回市議会定例会について御報告させていただきます

ます。

今回の市議会は、9月1日から10月10日まで開催されました。

それでは、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の（１）平成26年第3回市議会定例会の提出議案についてでございますが、本定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第107号「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について」、の1議案でございました。

「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例」につきましては、昨年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、川崎市いじめ防止対策連絡協議会、川崎市いじめ問題専門・調査委員会、及び川崎市いじめ総合調査委員会の3つの附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるために制定するもので、10月6日に開催されました総務委員会において、審査が行われました。

審査の状況でございますが、共産党からいじめ防止対策連絡協議会の組織について、いじめ問題専門・調査委員会及び、いじめ総合調査委員会の役割の違いについて、自民党から、重大事態の定義について、公明党から重大事態が発生した際の説明責任者について、それぞれ質問をいただきました。

いじめ防止対策連絡協議会、いじめ問題専門・調査委員会及び、いじめ総合調査委員会に関しましては、組織の目的や構成員について等を答弁し、いじめ防止対策連絡協議会の構成について、より柔軟性のある組織となるように公務員だけではなく、PTAや弁護士などの民間人の選任をするようにとの意見をいただきました。

次に、重大事態関係についてでございますが、その定義につきましては、国のいじめ防止基本方針に示されるとともに、本市のいじめ防止基本方針において具体的に「いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき、または、いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」と規定しており、学校によって判断が異なることがないよう、本市においては教育委員会が判断し、重大事態が発生した場合の説明責任者については、教育長がその責任者になると答弁をいたしました。

採決の状況といたしましては、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても全会一致をもって原案のとおり可決されたところでございます。

続きまして、（２）平成26年第3回市議会定例会の答弁についてでございます。

まず、①代表質問でございますが、9月10日・11日の2日間で行われ、全会派から質問がございました。主な内容といたしましては、高等学校日本史教科書採択に関するもの、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定に関するもの、中学校完全給食に関するもの、学校図書館に関するもの、全国学力・学習状況調査に関するもの等がございました。具体的な質問及び答弁につきましては、資料の3ページから22ページにかけまして、まとめてございますので、のちほどご覧いただきたいと存じます。

2 ページにお戻りいただきまして、②決算審査特別委員会でございますが、本年から常任委員会に準ずる構成による分科会及び代表質問に準じる総括質疑方式に変更となり、総務分科会が9月18日、総括質疑が10月3日にそれぞれ行われました。

総務分科会におきましては、7名の委員から10項目の質問をいただきました。主な内容といたしましては、教職員互助会補助金に関するもの、中学校高等学校対外競技派遣補助金に関するもの、スクールソーシャルワーカー配置事業に関するもの、就学援助に関するもの等ございまして、具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の23ページから34ページにまとめてございますので、のちほどご覧いただきたいと存じます。

総括質疑におきましては、2会派及び無所属委員1名から5項目の質問をいただきました。主な内容といたしましては、分科会と同じく、教職員互助会補助金に関するもの、中学校高等学校対外競技派遣補助金に関するもの、就学援助に関するもの等ございまして、具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の35ページから39ページにまとめてございますので、のちほどご覧いただきたいと存じます。

なお、委員長への質問につきましては、高等学校教科用図書関係につきまして、代表質問において共産党からございました。

資料20ページをお開きください。中ほどにございます、高等学校教科用図書について、高等学校教科書採択の権限及び特定教科書の排除を行ったのではないかについての答弁を求められ、

教科書の採択の権限につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」におきまして、教育委員会の職務権限と規定されており、文部科学省におきましても、採択の権限として「公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。」としていること

ILO及びユネスコの「教員の地位に関する勧告」につきまして、文部科学省からはこの勧告の内容に対して、我が国の実情や法制に適合した方法で取り組むべきものであること、教科書採択は採択権者たる教育委員会の権限と責任の下に、適正かつ公正な採択が行われるものであることが示されていること

今回の高校日本史教科書の採択につきましては、川崎市では川崎市で学び、育つ児童生徒に対して、小学校、中学校及び高等学校を通じて、「社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力や態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させること」が大切であるという視点に立って、教育委員会の責任と権限において、適正に採択したところであると、それぞれ答弁をいただきました。

その後、再質問として、「各学校の実態に即して」ということが今回の教科書採択で貫かれていたのか、ユネスコの勧告による国際基準はまだ有効なのか、教育委員は今回の採択候補の教科用図書508冊全てを読んで「最も適した教科書」を選定したのか、8月28日に当該校から提出された補足意見への結論について、答弁を求められました。

高等学校の教科書採択につきましては、基本的には学校が選定した採択候補を尊重し、教

科用図書選定審議会からの答申を受けて、教育委員会において採択したものであるが、今回は、日本史Aの教科書に対して、教科用図書選定審議会から補足意見が付されており、それぞれの教育委員が当該科目の教科書すべてを調査研究したうえで、慎重に審議を進め採択したところであること

ILO及びユネスコの「教員の地位に関する勧告」の内容については、我が国の実情や法制に適合した方法で取り組むべきものであり、教育委員会の教科書を採択する権限を拘束するものではないと、文部科学省より回答をいただいていること

当該校の教員からの補足意見については、「川崎市使用教科用図書採択方針」に示された正式な手続きのもとで提出されたものではないと認識していることと、答弁をいただきました。

以上で、平成26年第3回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【峪委員長】

ありがとうございました。これについてよろしいでしょうか。

【高橋委員】

まず12ページの「介護職への関心を高める取組について」というので、基本的には教えてもらいたいのと提案というような中身なんですけれども、質問に対する答弁の、ここに関しては例えば質問が2つ目の「高齢者や障がい者との共生意識の醸成」ということを問われていて、それに対して最後の答弁のほうで、障害者・高齢者、ちょっと気になるのは最後の段落なんですけれども、「笑顔にしたい」という答弁のされ方をされていて、ちょっと共生意識の考え方というのが、例えばこの介護の仕方というのは、今すでに法律整備されている障害者差別解消法とか権利条約での合理的配慮などを考えますと、どちらかというところと共生という意識の回答の仕方としては疑問が残るのですが、このあたりはどのように捉えられているのか教えて欲しいです。

【総務部長】

この答弁については、共生意識の醸成ということで、これまでの障害者の権利に関する条約に基づいて、日本でも障害者差別解消法が昨年6月に制定されて、来年の7月から施行するという背景の中で、川崎市としても共生意識を尊重して取り組んでいくということを今後進めていきます、という旨のお答えをさせていただいたものでございます。

【教育長】

多分この「笑顔にしたい、幸せにしたい」という具体的な言葉に引っかかっているんじゃないかと思うんですが、子どもたちの学習における感想などを引用する形で答弁させていただいていますので、少し委員のお感じになられているものと違うかもしれませんが、

子どもたち自身がやはりこういう気持ちがあるという 1 つの例として挙げたというふうに理解していただければいいと思います。

【高橋委員】

ここちょっと、共生なので、ともに認め合うということが少し伝わりにくかったんじゃないかと、私にはちょっとそこは疑問が残るような答弁になっているので、介護職への関心とはいうものの、共生の意識の醸成ということもテーマに出ているので、似たような質問があったら、次からはちょっと共生というところも踏まえて回答を作って欲しいなというふうに思います。

【総務部長】

そういう意味では質問に対して的確に答えるように取り組んでまいりたいと思います。

【高橋委員】

何個かあるんですよ、どんどん言っちゃっていいですか。

【峪委員長】

全部言ってください。

【高橋委員】

18 ページの少人数学級についての質問に対する、また 25 ページのスクールソーシャルワーカー配置事業とか、議員の先生の方から似たようなテーマが来たときに、横串連携というか、学校では例えばそれ以外にいろいろな子どもの対応が、新しい対応をされていると思うんですけど、このへんは 1 個 1 個見るとちょっと分離して見えるのですが、どのように捉えて回答しているのか教えてほしいというのと、あと 2 つあります。20 ページの先ほども出た高等学校教科書図書についての答弁ですが、これは 8 月に私自身も意見として言わせていただいた中で、現場の意見を反映するというのが大前提として、そうはいつでも採択のフローの中の選定に関する、例えば一番最初に選定される現場の人数がちょっと少ないから来年度以降そこを見直して欲しいというようなことを意見として言わせていただいたのですが、そこはちょっと今回入っていないのは、答弁の中でなぜなのかということをお教えしてほしい。

【峪委員長】

それは質問にないでしょ。

【高橋委員】

ないからならないからでいいんですけれども。最後、26 ページにあります特別支援学校費、これに関しても、回答がいつも結構、この次期教育プランとの関連で、生きる力というのが大事だねということを踏まえて、この会議の中で意見を言わせていただくんですけれども、結構就職率の話が答弁としてクローズアップされていて、これはちょっと考え方として、いつもの討議の場で意見を言っていることが反映されていないなというふうに捉えているんですけれども、どうしてこういう回答になったかを教えてほしいです。以上です。

【総務部長】

まず1つ目の、スクールソーシャルワーカーの連携についてですけれども、これについてはそれぞれのご質問に対する答えということでこういう記述になっておりますけれども、でも実際は、例えば児童支援コーディネーターであるとかスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとかそういう状況などにつきましては、教育委員会事務局の中ではそれぞれ意見共有をして、情報共有を図っているということでございます。特に今年度は、新しい教育プランの策定年度でもありますから、そういう意味では教育委員会事務局のプログラムと総合教育センター、それらも含めて常日頃から意見共有を図ってそれぞれの施策をどういうふうにつなげていくかということ、情報の共有を図って取り組んでいるということでございます。2つ目の日本史につきましては、これも質問が今後の取組のフローについてのご質問ではなく、この「教科書採択の権限について」というご質問でございますので、その質問に基づいてお答えをさせていただいているという状況でございます。3つ目の、26 ページの特別支援学校費については、これは就労支援員についての質問ということで、それぞれ議会からの質問が、先ほどのお話にありましたような企業の受け入れの数であるとか、今後どういう形で拡大していくのかとか、就職状況等を聞いていることに対して、お答え申し上げたところでございます。ただ、今委員がおっしゃったように、就労の率というところにクローズアップをして、常日頃から言っていることと違うんじゃないかということにつきましては、例えば27 ページの質問④の回答の中、答弁の中にありますように、「本市においては全ての子どもたちに学ぶこと、働くこと、生きることの尊さを実感させ、望ましい勤労観や職業観を育成することが大切だ」ということに続けて、例えば中学校においては、体験を通じて社会における自己の役割を自覚し、将来の社会的自立についての学習を行っているという言い方をさせていただいており、あくまでも職業教育だけに特化した形で進めているのではないというようなこともお伝えをさせていただいております。以上でございます。

【高橋委員】

最後のところはそれを受けて、ちょっと私にはこの表現だと3つ目は分かりにくいので、まあその意図があつたにせよ、例えばあまり馴染みのない方たちに対しては、もうちょっと

と分かりやすい具体的な単語とかも慎重に答弁をしていただきたいなと思います。3つ目というのは、特別支援学校費に関することですけども、例えばいつものやり取りの中で。

【教育長】

職場定着についての取組のことですね。

【高橋委員】

取組ですけど、3つ目質問④に関して、そのあたりを包括的に説明しているというご説明だったと思いますけれども、就職率や定着率などというのはいつものこの会で説明していただいているというふうに認識しているのは、その就職率だけにとどまらず、特別支援学校高等部卒業後の例えば20歳とか、卒業後でも就職ができるようなフローを作っているという説明があると思うんですね。その結果、定着率が実際に卒業時点で焦ってやっているよりも川崎というのは就職率・定着率が高いですよというような説明がここではあると思うんです。そういったそのこだわりみたいなものが、個々の成長度というのは緩やかであって、その生きる力という部分をベースに作ることによってその次があるということ、私たちはここでは聞くことがあると思うんですけど、ちょっとこの表現ではそこ伝わってこないと思います。すごく大事なところだと思うし、川崎がこだわっているところだと思うので、そうしてほしい。

【峪委員長】

わかりました。ありがとうございました。よろしいですか。それでは承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 3 市議会請願・陳情審査状況について

【峪委員長】

総務部長 お願いいたします。

【総務部長】

それでは、報告事項 No.3 市議会請願・陳情審査状況について、ご報告申し上げます。
お手元の資料「平成 26 年度市議会総務委員会に付託された請願・陳情の審査状況」をご覧いただきたいと存じます。今回は、前回ご報告をいたしました、平成 26 年 7 月 22 日開催の教育委員会定例会以降に審査及び提出されました、請願、陳情につきましてご報告申し上げます。

まず、1 ページの請願 58 号「すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」でございますが、請願者より取り下げ願いが提出され、8 月 27 日の総務委員会及び 10 月 10 日の本会議において取り下げが承認されたものでございます。

続きまして、3 ページの請願 91 号、陳情 183 号についてでございます。まず、請願 91 号でございますが、請願の趣旨は、小・中学校における医療的ケアの時間について、レスパイトの視点からも拡充の検討を求めるものでございます。続きまして、陳情 183 号でございますが、陳情の趣旨は、砂塵被害に関連して、川崎市立向丘中学校のグラウンドの改善を要望するものでございます。これらの請願・陳情につきましては、10 月 10 日に総務委員会に付託され、今後、審査が行われる予定となっております。

続きまして、2 ページにお戻りいただきまして、中段の陳情 152 号『「教職員給与費の政令指定都市への移譲」に関し 20 政令指定都市と政令市所在 15 道府県でなされた合意を撤回することについての陳情』についてでございますが、去る 7 月 23 日の総務委員会にて審査が行われました。陳情の趣旨は、県費負担教職員の給与負担等の政令市への移譲について、政令指定都市と政令市所在道府県における合意の撤回を求めるものでございます。

総務委員会におきましては、まず、小・中・特別支援学校の教職員給与費及び手当は都道府県の負担とされ、実支出額の 3 分の 1 が国庫負担金として神奈川県に交付されていること、

県費負担教職員制度の課題として、政令市においては、給与負担者が道府県、人事権者が政令市となり、給与負担者と人事権者が異なる、いわゆるねじれ状態にあり、円滑な人事施策が行いにくい状況となっていること、

この状況を受け、教職員の任命権と給与支払権の所在を一致させるため、平成 25 年 11 月に「国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割 2%の税源移譲が行われる」こと、「事務及び税源の移譲時期については平成 29 年度を目途とする」ことについて、指定都市所在道府県と指定都市の間において合意がなされたこと、

本市においては、県費負担教職員給与等所要額が約 396 億円となっており、財源移譲分の約 367 億円では不足が生じるが、不足分については、移譲にかかわる事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置されるよう要請を行っていくこと、

また、国の動向として、「市町村立小中学校等に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定及び学級編制基準の決定について、指定都市に移譲する」との閣議決定がされ、平成 26 年通常国会において、いわゆる第 4 次一括法が 5 月 28 日に成立

し、6月4日に交付されたところであること、

教育委員会としては、移譲の効果を最大限に活用するため、移譲後の本市学校教育や学校運営体制のあり方等について検討を開始し、スムーズな移譲が図ることができるよう準備を進めているところであると、それぞれ説明をしたところでございます。

委員からは、移管に向けた準備の状況と今後の予定について、財源不足による影響及び国への要望について、これから積極的に取り組もうとしている計画について、県費教員の給与水準について、神奈川県・横浜市・相模原市との協議状況について、人事評価についてなどの質問がありました。

移管に向けた準備といたしましては、本年4月に県費教職員移管準備担当を設置し、26・27年度は円滑に人事管理や労務管理ができるようにシステム改修や開発、この権限委譲がいかに活用できるかの検討などを行う予定であること、

財源不足に関連しましては、財源確保は必要な教職員を確保する上で一番大切なことだと思っており、全市の中で教育に財源措置が図られるとともに、必要な部分については国に要望をし、職員確保ができるよう努めていくこと、

これからの計画につきましては、策定事業を進めている教育プランの計画に沿った形で、学級編制や適切な教職員の配置を行ってまいりたいと考えていること

県費給与水準につきましては、県費教職員は県内一律で定められており、川崎市として同程度なのか、良い教員を採用するために水準を上げるべきなのか、その辺りの検討が必要になること

県内での協議状況につきましては、神奈川県・横浜市・相模原市と協議会を、更に、その下部としてワーキングをそれぞれ設置し、具体的な移譲に向けた引継ぎ等の作業も含めて、始めていること

人事評価については、現在、神奈川県制度となっているが、移譲後は川崎市において独自の制度をつくる必要があり、内容についてはこれからの検討課題となるが、教職員がモチベーションを保てるような制度にしていきたいと考えていると、それぞれ答弁をいたしました。

また、教育長へ決意を含めての発言を求められ、

ねじれ状態と呼ばれていたものが解消することによって、本市の教育をいかに充実させていくのか、その視点を失ってはいけないと思っている。財源の問題は非常に微妙であり、これからも努力をしなければいけないところではあるが、現場の先生方や子どもたち、保護者の方が、この移譲があつてよかったと思われるような制度設計をしていかなければいけないと思っており、残された時間でしっかりと取り組んでいくと、答弁をいたしました。

取り扱いといたしましては、担当部署も設置され協議も進んでおり、国への要望も順次進められているため合意の撤回は無理と考えられる。権限委譲も行われ、ねじれ状態が解消し独自の施策ができるようになる等から、不採択となりました。

説明は、以上でございます。

【峪委員長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

【高橋委員】

答弁の中でご説明いただいた中の、陳情 152 号ですが、ご説明の中であった、その準備の段階の先生の配置の話で、今後検討とありましたが、先ほど定例会のところでも似たような質問があつてご説明いただいたんですけど、先生の配置で先ほどの定例会のほうでは、かなり欠員が出てしまつて定数内欠員についての内容もあつて、一方でこの陳情で移譲に向けた教員数の配置などのご説明も今あつたんですけども、なんかちょっと矛盾しているような話なので、このあたりどのように準備して進められていくんですか。

【総務部長】

先ほどの移譲の件については、平成 29 年度に移譲するというものに向けて、今後検討していくという話で、市議会の質問については、欠員の状況がどうなのかということに関して、教育委員会としても毎年、例えば退職者の数だとかを考慮しながら次年度の採用計画をしっかりと行っていますということ、特に今年度についても当初発表していた募集の数よりも若干多めに採るようなことをしながら、欠員が少なくとも解消していくように今現在も取り組んでいる、と回答したものです。

【高橋委員】

なんか、毎年この話が、今たまたま陳情のところのご説明で先生の配置の話もあつたので、今後のことも踏まえて、ちょっと心配になったものですから聞いたんですけど、毎年検討するという一方で結果的にはちょっと欠員が出ちゃうみたい、ちょうど同じ時期にこういうことが起こっているような気がする、このあたりは慎重に言ったほうが、検討すると言っていますが大丈夫なんですかね。

【職員部長】

欠員の話ですけども、定数と実員の部分というのはまた違って、定数は必要な人員で、ここに実員の人が入ってくるんですけども、近年、やはり児童数、特に特別支援学校では、前年は再編ということで、学級が増えたことで必要な教員数が増加をしたということがあります。それに対して、必要な教員をしっかりと配置することが必要なんです、やはり専門性ですとか、あるいは新規採用者を学校のほうに配置することになりますと、学校側の教員養成にも限度がありますので、欠員があるからそこを全部新規採用者を配置するということはなかなか難しいところがあります。、そういった意味では欠員部分については、長期的な視野で年齢バランスですとかあるいは専門性の確保も含めて、段階的に縮減

を図る、新規採用者を計画的に採用していくということが必要ですので、いきなり欠員ゼロとかにはならないんですが、段階的に縮減をしていく努力をしていきたいと思います。今の段階では、新規採用はたくさんしているんですが、教員数が児童生徒数の増加に伴う教員定数の増加に十分追いついていかないという実態がありますので、そういった意味では欠員が増えていることになると思います。

【高橋委員】

追いついていかない。

【職員部長】

もう少しで教員の団塊世代の方の大量定年退職が終了しますので、同じような形で採用をしていけば欠員の縮減はしていくと思っています。

【高橋委員】

ではこの2年の準備が大事だということですね。

【職員部長】

前にもお話し申し上げましたが、5年先10年先を見据えた形の採用計画を立てております。

【高橋委員】

よろしくお願いいたします。

【教育長】

その、欠員を解消していく話と平成29年度以降の制度設計とは、イコールではないんですね。ですから、単に29年度に欠員を無くしますよという話をしているのではなくて、これまで県のほうでいろいろ定数なり配置基準等があったものが、政令市に移管されることになりましたので、川崎の学校の、具体的にはこの学校のどういう先生方がいることが川崎の教育の充実に繋がるかということで制度を今作っているところですので、欠員を無くすという話と29年度にそうなりますよという話ではないので、次元が違うといったらおかしいかもしれませんが、質的に違う話をご質問されているので、そこは切り分けてご理解いただけるとありがたいと思います。

【高橋委員】

もし切り分けてということであれば、今後こういう話題が出るときがあるじゃないですか。なんか分かりやすい設定目標のようなものがあるとありがたいので、お願いしたいです。

【教育長】

時間をかけて、29 年度に向けて、実際にはその前の年度には定数なり配置の基準をどうしなければいけないのかというのは明らかにしていくべきであると思っておりますけれども、直ちに出来るものでもないもので、その辺はご理解いただければと思います。

【高橋委員】

直ちに出来なくてもいいので、お願いしたいです。

【峪委員長】

はい。それでは承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

< 承認 >

【峪委員長】

それでは承認いたします。

10 議事事項Ⅱ

議案第48号 平成27年度川崎市立特別支援学校高等部の入学者の募集人数について

【峪委員長】

指導課担当課長 お願いいたします。

【指導課担当課長】

6月の教育委員会定例会で可決いただきました「平成27年度 川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱」「同分教室」「同肢体不自由教育部門」において、後日定めるとしておりました募集人数について、本日ご提案させていただきます。

1枚おめくりいただき、資料をご覧ください。平成26年度の川崎市立及び県立特別支援学校高等部の知的障害教育部門の入学選抜結果でございます。昨年度は、川崎市立養護学校の前期選抜において、志願者数が募集人数を上回ったため抽選を実施いたしまして、抽選に洩れてしまった2人につきましては、後期選抜を経て他校へ入学することとなりました。また、川崎市立養護学校分教室の前期選抜においては、志願者数が募集人数を上回ったため選抜を行いまして、不合格となりました2人につきましては、後期選抜を経て他校

へ入学することになりました。

今、ご説明いたしました4人につきましては、表の前期志願者数と後期志願者数に重複して数えておりますので、志願者数の合計は299人となりまして、志願者全員がいずれかの学校へ入学しているところでございます。

表紙にお戻りいただきまして、平成27年度 川崎市立特別支援学校高等部の入学者の募集人数についてでございますが、現在までの各学校への志願状況等を勘案いたしまして、知的障害教育部門につきましては、

川崎市立中央支援学校高等部 50人

川崎市立中央支援学校高等部分教室 16人

川崎市立田島支援学校高等部 44人

といたします。

次に、肢体不自由教育部門の募集人数につきましても、現時点での志願相談等の状況から、およその志願者数が把握できましたので、志願者を受け入れられる募集人数とし、

川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）6人

といたします。

川崎市立豊学校につきましては、「平成27年度 川崎市立豊学校幼稚部・高等部の入学者の募集及び選抜要綱」に基づきまして、普通科8人、ライフクリエイイト科8人といたします。

最後に、27年度川崎市立特別支援学校高等部入学選抜日は、12月4日でございます。

説明は以上です。審議のほどよろしく願いいたします。

【峪委員長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【高橋委員】

26年度の補足のご説明をしていただいたんですけど、4人が希望が難しくて後期まで行ったという話でしたが、今いろいろ調査されていると思うんですけど、今年度はこの募集人数で27年度出していただきましたが、今のところこの4人のようなことには、どうなんでしょうか、ここらへんのバランスというのは。

【指導課担当課長】

中学校のほうで志願の希望調査を行っておりまして、3回行っておりますが、現時点では希望が偏る傾向がございまして、中央支援学校高等部の希望が多い状況がございまして、志願者数のほうが現在募集人数を上回っている状況がございまして、抽選で漏れた方も他の学校で受け入れられるように、他の学校の募集人数を設定しております。

【峪委員長】

よろしくお願いいたします。それでは、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

1 1 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 4 は承認された。

1 2 議事事項Ⅲ

議案第49号 公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申し立てについての決定について（諮問番号251号）

庶務課担当課長、教職員課担当課長が説明した。

議案第49号は可決された。

1 3 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれをもって終了いたします。